

新規上場申請のための四半期報告書

(第10期第1四半期)

自 2022年4月1日

至 2022年6月30日

株式会社フーディソン

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	12
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
第1 四半期連結累計期間	13
四半期連結包括利益計算書	13
第1 四半期連結累計期間	13
2 その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年11月11日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】	株式会社フーディソン
【英訳名】	Foodison, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 山本 徹
【本店の所在の場所】	東京都中央区勝どき三丁目3番7号
【電話番号】	050-1744-3853（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営管理部長 内藤 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区勝どき三丁目3番7号
【電話番号】	050-1744-6094
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼経営管理部長 内藤 直樹

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期連結 累計期間	第9期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	1,205,642	3,592,211
経常利益又は経常損失(△) (千円)	48,249	△8,197
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	47,877	△12,802
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	47,877	△12,802
純資産額 (千円)	437,215	389,337
総資産額 (千円)	1,780,493	1,537,218
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	13.01	△3.48
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	24.6	25.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 当社は、第9期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第9期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る各種行動制限の緩和により、社会経済活動の正常化に向けた動きがみられた一方で、ロシア・ウクライナ情勢の深刻化、不安定な国際情勢に伴う原材料価格の高騰や円安等の影響もあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する食関連業界におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る各種行動制限の緩和により外食需要が回復するなど堅調に推移いたしました。足元では新型コロナウイルスの新規感染者数が再度増加傾向となっており、予断を許さない状況となっております。

このような事業環境のなか、当社グループは、「世界の食をもっと楽しく」をミッションに、「生鮮流通に新しい循環を」をビジョンに掲げ、事業に取り組んでまいりました。飲食店等に対する営業時間短縮や酒類提供の制限を受けなかった影響により、BtoBコマースサービスにおいて取引量が堅調に推移いたしました。

これらの結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間における経営成績は、売上高1,205,642千円、営業利益44,983千円、経常利益48,249千円、親会社株主に帰属する四半期純利益47,877千円となりました。

主要なサービス別の概況は以下のとおりであります。なお、当社グループは生鮮流通プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておらず、サービス別に区分して記載しております。

① BtoBコマースサービス

当第1四半期連結累計期間における売上高は873,387千円となりました。

飲食店等に対する営業時間短縮や酒類提供の制限を受けなかった影響により「魚ポチ」の取引量が増加し、出荷件数は増加傾向にあります。

② BtoCコマースサービス

当第1四半期連結累計期間における売上高は227,923千円となりました。

2022年4月に「sakana bacca グランスタ東京店」を新規オープンし、「sakana bacca」における売上高は増加いたしました。

③ HRサービス

当第1四半期連結累計期間における売上高は101,206千円となりました。

これまでは既存エリアにおけるスーパー・小売店への人材紹介を中心に営業しておりましたが、飲食店向けの営業や、新規エリアの営業にも取り組んでおります。

(2) 財政状態の状況

① 資産の部

当第1四半期連結会計期間末における総資産は1,780,493千円（前連結会計年度末：1,537,218千円）となり、前連結会計年度末と比較して243,275千円の増加となりました。

流動資産は1,625,512千円（前連結会計年度末：1,397,555千円）となり、前連結会計年度末と比較して227,956千円の増加となりました。主な要因として、未収入金が137,230千円増加したこと、売掛金が56,532千円増加したこと等によります。

固定資産は154,981千円（前連結会計年度末：139,662千円）となり、前連結会計年度末と比較して15,318千円の増加となりました。主な要因として、有形固定資産が16,748千円増加したこと等によります。

② 負債の部

当第1四半期連結会計期間末における負債は1,343,278千円（前連結会計年度末：1,147,880千円）となり、前連結会計年度末と比較して195,397千円の増加となりました。

流動負債は797,721千円（前連結会計年度末：599,837千円）となり、前連結会計年度末と比較して197,884千円の増加となりました。主な要因として、短期借入金が135,503千円増加したこと、買掛金が46,849千円増加したこと等によります。

固定負債は545,556千円（前連結会計年度末：548,043千円）となり、前連結会計年度末と比較して2,486千円の

減少となりました。主な要因として、リース債務が6,794千円増加したものの、長期借入金が9,630千円減少したこと等によります。

③ 純資産の部

当第1四半期連結会計期間末における純資産は437,215千円（前連結会計年度末：389,337千円）となり、前連結会計年度末と比較して47,877千円の増加となりました。要因として、親会社株主に帰属する四半期純利益47,877千円を計上したことによります。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,000,000
A種優先株式	1,000,000
B種優先株式	1,000,000
計	100,000,000

(注) 2022年8月10日開催の取締役会においてA種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年8月30日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式は、2022年8月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年9月2日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,800,000	3,678,940	非上場	完全議決権株式であります。なお、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 1
A種優先株式	678,940	—	非上場	(注) 2
B種優先株式	200,000	—	非上場	(注) 2
計	3,678,940	3,678,940	—	—

(注) 1. 2022年8月31日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年8月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(注) 2. 優先株式の内容は次のとおりであります。

(ア) 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）及びB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて、各優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額と同額の剰余金の配当をする。

(イ) 残余財産

(i) 残余財産の分配

- 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びに普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。
- (a)に基づく分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

(ii) 参加条項

前号による分配の後なお残余財産がある場合には、当社は、普通株主及び普通登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びにB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して分配を行う。この場

合、当社は、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額を上限として、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配し、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株につきB種優先株式1株当たりの払込金額相当額を上限として、B種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産を分配する。

(ウ) みなし清算

当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転により第三者に買収される場合、その対価の当社の普通株主、A種優先株主及びB種優先株主に対する割当てについては、前項の残余財産の分配の定めに従う。但し、A種優先株式の過半数を保有する者（以下「A種多数優先投資家」という。）及びB種優先株式の過半数を保有する者（以下「B種多数優先投資家」という。）がこれに従わないものとした場合にはこの限りでない。

(エ) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (i) 当社は、株式の分割又は併合をするときは、普通株式及び優先株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれを行う。
- (ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (iii) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、優先株主には当該優先株式の株式無償割当て又は当該優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
- (iv) 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及び各優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。

(オ) 議決権

A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有し、B種優先株主は、当社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(カ) 普通株式を対価とする取得請求権

(i) A種優先株式

(a) 普通株式を対価とする取得請求権の内容

A種優先株主は、優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、当社に対して、下記(b)及び(c)に定める条件で、その有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得することと引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「A種取得請求権」という。）。

(b) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

A種優先株式を取得するのと引き換えに交付すべき当社の普通株式の数は、以下の計算式に基づき、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額（但し、当該優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をA種取得価額で除して得られる数とする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{交付すべき普通株式} = \frac{\text{A種優先株式の払込金額の総額}}{\text{A種取得価額}}$$

(c) 上記(b)のA種取得価額は、当初1,700円とするが、次項、その他の調整条項に従い、調整できるものとする。

(ii) B種優先株式

(a) 普通株式を対価とする取得請求権の内容

B種優先株主は、優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、当社に対して、下記(b)及び(c)に定める条件で、その有するB種優先株式の全部又は一部につき、当社がB種優先株式を取得することと引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「B種取得請求権」という。）。

(b) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

B種優先株式を取得するのと引き換えに交付すべき当社の普通株式の数は、以下の計算式に基づき、B種

優先株主が取得の請求をしたB種優先株式の払込金額の総額（但し、当該B種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）をB種取得価額で除して得られる数とする。かかる取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

$$\text{交付すべき普通株式} = \frac{\text{B種優先株式の払込金額の総額}}{\text{B種取得価額}}$$

(c) 上記(b)のB種取得価額は、当初2,500円とするが、次項、その他の調整条項に従い、調整できるものとする。

(キ) 取得価額等の調整

(i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりA種取得価額を調整する。但し、A種優先株主の全員が同意した場合には、A種取得価額を調整しないものとする。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後A種取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額を調整する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(c) 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、会社分割その他の買収又は組織再編による場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額調整式」といい、当該調整式のうち「潜在株式」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味し、「既存株式総数」には当該潜在株式が発行又は割当てられた時点で、その全てが当初の条件で取得等され普通株式が交付されたものとみなした数を含むものとする。）によりA種取得価額を調整する。調整後A種取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{(既存株式総数(含潜在株式))} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前A種取得価額}}}{\text{(既存株式総数(含潜在株式))} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

(d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前のA種取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(d)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(d)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額とする。調整後A種取

得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前A種取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本(e)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額とする。調整後のA種取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

但し、本(e)によるA種取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の役職員又はアドバイザーに対してストック・オプション目的で発行される新株予約権については、その目的とする普通株式の総数（発行された新株予約権の行使により発行された普通株式を含む累計とする。）が、その時点における発行済普通株式総数（但し、自己株式及び本(e)但書きにより発行された新株予約権を行使することによって発行された普通株式の数を控除するものとし、普通株式以外の種類株式については、その全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして計算する。）の10%に至るまで（但し、行使期間満了等により失効し又は当会社が無償取得した新株予約権が目的とする株式を含まないものとする。）適用されないものとする。

- (f) A種取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (g) A種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額と調整前A種取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、A種取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後A種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、A種取得価額を算出する場合には、調整前A種取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (ii) 前号の規定はB種取得価額の調整に準用するものとし、この場合、「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

(ク) 普通株式を対価とする取得条項

(i) A種優先株式にかかる普通株式を対価とする取得条項

当会社は、当会社の普通株式を金融商品取引所もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場し、もしくは店頭売買有価証券市場もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録することを決定した場合、又はA種多数優先投資家がA種優先株式を普通株式に転換することにつき同意した場合、取締役社長が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式をすべて取得することができるものとし、当会社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の払込金額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）をその時点における当該A種優先株式の取得価額で除して得られる数の普通株式を、各当該A種優先株式を保有するA種優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

(ii) B種優先株式にかかる普通株式を対価とする取得条項

当会社は、当会社の普通株式を金融商品取引所もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場し、もしくは店頭売買有価証券市場もしくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録することを決定した場合、又はB種多数優先投資家がB種優先株式を普通株式に転換することにつき同意した場合、取締役社長が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったB種優先株式をすべて取得することができるものとし、当会社はかかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の払込金額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）をその時点における当該B種優先株式の取得価額で除して得られる数の普通株式を、各当該B種優先株式を保有するB種優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

- (iii) 種類株式の取得の時期に関する国内の証券取引所又は日本証券業協会の取扱いが変更された場合、当会社は、優先株主の全員からの書面による要請に基づき、前2号に定める取得時期にかかる取扱いの変更に応じた変更する。

(ケ) 種類株主総会の決議等

当社は、すべての種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨、会社法第322条第2項の規定による定款の定めを設けております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 27
新株予約権の数(個) ※	7,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 7,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	815(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2024年6月30日 2032年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 815 資本組入額 408
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※ 新株予約権証券の発行時(2022年6月30日)における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは代表取締役(取締役会が設置された場合は取締役会)が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場(以下「株式公開」という。)することを条件とする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記(a)と(b)において定める期間区分(以下「本期間区分」という。)に従って、その一部又は全部を行使することができることとする。ただし、株式公開の日が行使期間満了日より1年未満の日に属する場合は、本期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

- (a) 株式公開の日から起算して1年を経過する日まで 割当てられた新株予約権の個数の50%以下
(b) 株式公開の日から起算して1年経過した日以後 割当てられた新株予約権の個数の100%
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、募集新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

（注）3の条件に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

募集新株予約権の取得事由に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年4月1日 ～ 2022年6月30日	—	普通株式 2,800,000 A種優先株式 678,940 B種優先株式 200,000	—	100,000	—	887,099

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,800,000	2,800,000	—
	A種優先株式 678,940	678,940	—
	B種優先株式 200,000	200,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,678,940	—	—
総株主の議決権	—	3,678,940	—

(注) 1. 2022年8月31日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2022年8月31日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(注) 2. 2022年8月10日開催の取締役会においてA種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年8月30日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式は、2022年8月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	830,867	856,121
売掛金	308,861	365,394
商品	49,868	59,872
貯蔵品	1,047	1,108
未収入金	182,837	320,068
その他	24,264	23,174
貸倒引当金	△192	△227
流動資産合計	1,397,555	1,625,512
固定資産		
有形固定資産	84,505	101,254
無形固定資産		
その他	2,778	2,506
無形固定資産合計	2,778	2,506
投資その他の資産		
その他	55,611	54,454
貸倒引当金	△3,233	△3,233
投資その他の資産合計	52,378	51,220
固定資産合計	139,662	154,981
資産合計	1,537,218	1,780,493
負債の部		
流動負債		
買掛金	155,858	202,708
短期借入金	248,836	384,339
1年内返済予定の長期借入金	30,200	36,440
リース債務	2,227	2,986
未払金	53,572	59,228
未払費用	59,334	58,442
未払法人税等	1,240	367
返金負債	5,664	5,202
その他	42,903	48,006
流動負債合計	599,837	797,721
固定負債		
長期借入金	506,440	496,810
リース債務	10,094	16,889
繰延税金負債	4,178	4,183
資産除去債務	27,329	27,674
固定負債合計	548,043	545,556
負債合計	1,147,880	1,343,278
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	887,099	887,099
利益剰余金	△597,761	△549,883
株主資本合計	389,337	437,215
純資産合計	389,337	437,215
負債純資産合計	1,537,218	1,780,493

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
売上高	1,205,642
売上原価	750,600
売上総利益	455,041
販売費及び一般管理費	410,058
営業利益	44,983
営業外収益	
受取利息	0
補助金収入	4,222
その他	140
営業外収益合計	4,363
営業外費用	
支払利息	968
その他	128
営業外費用合計	1,096
経常利益	48,249
税金等調整前四半期純利益	48,249
法人税、住民税及び事業税	367
法人税等調整額	4
法人税等合計	371
四半期純利益	47,877
親会社株主に帰属する四半期純利益	47,877

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
四半期純利益	47,877
四半期包括利益	47,877
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	47,877

【注記事項】

(追加情報)

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の(重要な会計上の見積り)に記載した、新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響に関する仮定について、重要な変更はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	
減価償却費	4,495千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

当社グループは、生鮮流通プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、生鮮流通プラットフォーム事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス別に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービス別	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
BtoBコマースサービス	873,387
BtoCコマースサービス	227,923
HRサービス	101,206
その他	3,124
合計	1,205,642

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1 四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	13円01銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	47,877
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない 金額 (千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社 株主に帰属する四半期純利益 (千円)	47,877
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株 式 (株)	3,678,940
(うち普通株式)	(2,800,000)
(うちA種優先株式)	(678,940)
(うちB種優先株式)	(200,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月7日

株式会社フーディソン
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

島村 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

藤原 選

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フーディソンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フーディソン及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上